

みんなの健康支える国保

入院時には一部負担金などを軽減する措置も

国民健康保険（国保）は、皆さんの健康を支え合う仕組み。加入者はその負担能力に応じて国保税を納入し、病気やけがの時に掛かる医療費などの支払いに備えます。国保税の内訳は、加入者全員に課税される医療給付費分と四十歳以上六十五歳未満の加入者だけが課税される介護納付金分の二つです。また、国保税や入院時の一部負担金には、所得額などによる軽減措置もあります。なお、本年度の国保税納税通知書を今月中旬に発送しますので、期限内に納めてください。

国保税は医療費の財源に

7月中旬に納税通知書を発送

国保税は医療費などの支払いに充てる大切な財源。病気やけがに備えて、加入者の皆さんが負担能力に応じて納付する仕組みです。税額は年度ごとに計算し決定。本年度の税率は本紙5月15日号でお知らせしたとおり

です。
なお、年度の途中で加入した場合は、資格が発生した月の分からの国保税を、年度の途中で脱退した場合は、資格のなくなった月の前月分までの国保税を納めていただきます。

国保税の内訳

国保税の内訳は、医療給付費分と介護納付金分です。医療給付費分は加入者の医療費などを賄うため、加入者全員に課税されます。介護納付金分は国保加入者のうち四十歳以上六十五歳未満の人（介護保険第二号被保険者）に課税される介護保険の保険料です。

納税義務者

国保税の納税義務者は、世帯



納税通知書は世帯主へ郵送

主です。世帯主が国保に加入していなくても家族の誰かが加入していれば、世帯主へ納税通知書を送ります。本年度は7月中旬に発送する予定です。

国保税の軽減制度

前年中の所得が一定金額以下の場合、国保税の軽減制度があります。しかし、確定申告や住民税の申告をしていないと、軽減措置を受けられません。必ず、申告を済ませましょう。軽減内容 前年中の所得が三

十三万円を超えない世帯は、均等割額と平等割額を六割軽減
前年中の所得が三十三万円に世帯主を除く被保険者一人当たり二十四万五千円を加算した額を超えない世帯は均等割額と平等割額を四割軽減

納付が困難な場合

災害などの特別な事情で国保税を納付できないときは、申請で減免を受けられる場合もあります。

滞納が続くと

特別な事情もないのに滞納が続くと、保険証を返還していたり、代わりに資格証明書が交付されます。しかし、この資格証明書を持っていても、医療機関の窓口で、医療費をいったんは全額支払わなくてはなりません。滞納が続くことのないよう、ご注意ください。

…問い合わせは国保年金課
890 6250へ。